

情報共有の論点整理

第2章 情報共有

1. 情報の共有

(情報の共有)

町民・議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。

*とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

- ・「町民主体の自治の実現」のためには、行政側からの情報(町政の情報)はもちろん、町民からの情報発信(町民の意見等)も重要であると考え、双方向性を示す「お互いに」という言葉を使用しています。
- ・「町民主体の自治の実現の基本」とするか、「町民主体の自治の根源」とするか、意見が割れましたが、「根源」という表現が分かりにくいという指摘あったため、「実現の基本」としました。
- ・「町政に関する情報」については、より時期や情報の内容が見えやすい「政策形成の活用に関する情報」という表現の案もありましたが、なるべく短く、柔らかい表現とすべきと考え、このような表現としました。

2. 情報の提供

(情報の提供)

議会及び行政は、町民主体の自治を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

*とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

・「適切な時期」や「適切な方法」といった表現については、曖昧な表現であるという指摘がありました。一方で、行政が適切であると考えて情報提供を行った時期や方法については、本当に適切であったか町民により判断することができるため、このような表現でも問題はないとする意見もありました。

起草チームとしては、柔軟かつ遅滞のない情報提供が可能となり、町民の主体性を尊重することができると考え、「適切な時期に適切な方法で」という表現を用いています。

・「町民主体の自治を図るため」については、漠然とした表現であると指摘がありましたが、具体的な表現を用いると「情報の提供」の目的の一部分しか表現することができないため、広義に解釈することができる当初案のままにしています。

3. 説明責任

(説明責任)

議会及び行政は、公平で開かれた町政を推進するため、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし、分かりやすく、誠実に説明します。

*とりにあらず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

- ・「説明責任」の項目では、責任の所在を明確に示すべきとする意見がありました。条文案では主語を「議会及び行政」とし、「説明責任」の所在を明示しています。
- ・「開かれた町政」という表現については、前時代的なネガティブな表現であるという意見がありました。起草チームでは、美瑛町の町政は既に開かれているが、情報が町民に届く過程等に課題があると考えています。「開かれた町政」に係る解釈は複数あると思いますが、美瑛町では今後も「開かれた町政」を継続していくという決意も込めて、こちらの表現を使用することとしました。
- ・当初は「適切な時期に適切な方法で」説明すると表現していましたが、部会内で「もう少し踏み込んだ表現」とすべきという意見があったため、「町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし」として、具体的に表現しました。

4. 情報公開

(情報公開)

町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例の情報の規定のより、情報を公開します。

* とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

・「情報の開示を求める権利」について、自治基本条例で規定しておくべきという意見があったので、「情報公開」の第1項で記載しました。

・美瑛町情報公開条例との関連付けについて重要視する意見が多く、条文案でも第2項において「美瑛町情報公開条例の情報の規定のより」という表現を用いています。

5. 個人情報保護

(個人情報保護)

議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町個人情報保護条例の規定により、適切な保護を図ります。

*とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

・「個人情報保護」について、美瑛町個人情報保護条例との関連付けを求める意見が多かったので、明記しています。

6. 町民の意見等

(町民の意見等)

行政は、町民の意見、提言、要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表します。ただし、美瑛町個人情報保護条例の定めるところにより公表することが適当でないと思われるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 行政は、前項で寄せられた意見等への経過について記録し、適切に管理します。

*とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

・「町民の意見等」では、意見等の検討結果の公表に係る規定を求める意見が多数ありました。

起草チームでは、当初、軽微な問い合わせ等に対しても公表するとなると行政の負担が大きくなるため、検討結果の公表については記載するべきではないと考えましたが、部会内からの意見を踏まえ、「美瑛町個人情報保護条例の定めるところにより公表することが適当でないと思われるとき」を除き公表することとして、仮置きの条文案を作成しました。

・本項の主語については、本項の性質上主語に議会を加えるべきではないという意見や、議会で町民意見を聞き取る仕組みづくりが必要として「議会及び行政」とするべきという意見がありました。

議会が町民意見を聞き取る仕組みとしては、請願や陳情、意見交換の場、議会報告会等が考えられますが、後項で定める「議会」において全て整理することも可能なので、本項では混乱を避けるために「行政」における町民意見の扱いについて定めることとし、主語は「行政」と仮置きします。

7. 会議の公開

(会議の公開)

議会は、定例会、委員会及び美瑛町会議規則で規定する会議を原則公開します。

2 行政は、実施機関に置く付属機関及びこれに類するものは、その会議を原則公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当ではないと認められるときは、非公開とすることができます。

*とりあえず仮置き

【解説・考え方】

【起草チームでは】

・公開する会議の情報(議事録、会議資料等)や公開する会議名等も自治基本条例内で規定しておくべきという意見がありましたが、解説等で補足することとします。

・個人情報等を扱う会議等、公表することが適さない会議もあることから、「原則公開」や「公開することが適当でない」と認められるときは、「非公開」と表現しています。